

ひとり親世帯に 貸していただけるお部屋はありませんか？

世田谷区では、18歳未満のお子さんを養育するひとり親世帯へお部屋を貸して下さるオーナー様を探しています。

1. 区が家賃の一部を補助します

ひとり親世帯にお部屋を貸していただける場合、区が家賃の一部を補助金として直接物件の貸主様にお支払いします。

金額

一戸あたり **月額最大4万円**

◎本来家賃－公営住宅並み家賃＝補助金額（上限4万円）

補助期間

最長10年間 ◎期間は、入居する住宅や所得金額によって変わります。

【例】家賃月額10万円（共益費等別）、補助額4万円の場合

入居者負担額を4万円減額
→ 区より月額4万円補助/戸

物件貸主様の収入
合計月額10万円＋共益費等/戸

入居者負担額
月額6万円＋共益費等/戸

区補助金
月額4万円/戸

◎入居者から礼金、更新料を受領することはできません。

2. 区より協力金をお支払いします

本制度にご協力いただく場合、区より、物件の貸主様に一戸あたり10万円の協力金を交付します（入居時）。

さらに

東京都では、空室等を一定の要配慮者を受け入れる専用住宅として一定期間登録した場合、1部屋あたり5万円の報奨金を交付しています（入居者決定前に要申請）。

管理会社から所有者様への働きかけにより登録した場合は、それぞれに交付しています。

交付要件など詳細は、東京都住宅政策本部のホームページをご覧ください。

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/jutaku_fudosan/hojo.html



裏面もご覧ください

3. 区のホームページで入居者募集を行います

物件の情報を区のホームページで公開し、入居者の募集を行います。

補助の条件

■入居者に関する条件

- 世田谷区内に1年以上在住していること
- 18歳未満の子どもがいるひとり親世帯であること
- 入居世帯員全員の所得を合算した金額が月額21万4千円以下（多子世帯※1）の場合は月額25万9千円以下）であること



※1 18歳未満の子どもが3人以上いる世帯（下記「【参考】入居者の所得金額について」参照）

- 生活保護の住宅扶助費や、住居確保給付金等を受給していないこと など

【参考】入居者の所得金額について

《入居世帯の収入金額の目安》（給与所得の場合）

同居する子の数	年間収入金額	年間所得金額	月額所得
1人	約4,800,000円	約3,298,000円	214,000円※2
2人	約5,276,000円	約3,678,000円	214,000円※2

※2 {年間所得金額ー(同居者・扶養親族控除+ひとり親控除)} ÷ 12の金額

◎本制度における月額所得は、公営住宅法施行令で定める算定方法によって算出します。
実際の収入額とは異なります。

◎上表はあくまで目安です。個々の条件（適用される控除等）によって計算が変わります。

◎各種手当（児童扶養手当、児童手当、児童育成手当等）や、遺族年金、障害年金、仕送り等は所得に含まれません。



■物件に関する条件

- 住戸の床面積が25㎡以上であること（シェアハウスの場合は別に基準がありますのでご相談ください。）
- 新耐震基準相当の耐震性を有する住戸であること
- ひとり親世帯との賃貸借契約前に、住宅確保要配慮者専用住宅として東京都に登録すること
- 家賃の額が近傍同種住宅の家賃の額と均衡を失しない水準以下であること など



まずは、お気軽にご相談ください

世田谷区都市整備政策部居住支援課
（世田谷区世田谷4-21-27）

TEL：03-5432-2505
FAX：03-5432-3040